

家賃支援与党案 (ハイブリッド型家賃支援)

●無利子・無担保融資を積極化

- ・無利子無担保融資の拡大によって家賃を含め固定経費負担を強力に支援。
- ・「家賃支援給付金(仮称)」の創設・活用を通じて、無利子無担保融資を更に積極化(家賃支援給付金を返済原資として活用することも可能)。
→幅広い対象者に向けて、迅速な家賃支援の取組みが可能。

●家賃支援給付金を支給

「毎月の家賃の2/3を上限50万円まで年内半年分(最大300万円)給付」

■対象者は、中堅・中小・小規模・個人事業主であって売上げが、

- ・単月(1ヶ月)で50%以上減少した者、又は
- ・複数月(3ヶ月)で30%以上減少した者

※無利子無担保融資を受けていない者も対象

■上記要件に一度でも該当すれば、毎月の家賃の2/3を年内6ヶ月分給付

⇒定率給付(2/3)により、民間での家賃猶予・減額や地方公共団体の家賃支援の取組みを尊重。

⇒年内6ヶ月分とすることで、持続化給付金に加え年内の家賃支援に万全。

■支援上限は、都市部の家賃も十分にカバーできる金額

(地方であれば複数店舗もカバーし得る)とし、

<中堅・中小・小規模事業者>

月額75万円の2/3に当たる月額50万円、6ヶ月分300万円が上限

(年間900万円までの家賃の半年分450万円の2/3に該当)

<個人事業者>

月額37.5万円の2/3に当たる月額25万円、6ヶ月分150万円が上限

(年間450万円までの家賃の半年分225万円の2/3に該当)

■家賃支援の給付金が家賃支払いに適切に使われることを担保するため、

半年分を複数回にわたって給付。

●地方における家賃対策を支援

国による支援とともに地方における独自の家賃対策を国として支援

●オーナーとテナントの2者間の賃貸借契約関係を政策金融公庫を含めた3者間関係に変更し、政策金融公庫に家賃を全額肩代わりさせる案と比べ、**法的安定性、迅速性に優れるとともに、モラルハザードも回避。**

●なお、多店舗を展開の事業者等への支援は、資本性資金の活用等を検討。

国民の健康と安全を守ることを何よりも最優先に!

